

(様式)

エシカル認定契約書

財団法人地球環境財団

管理番号	ET130
制定	2011年5月1日
改訂	
版	第1版

エシカル認定制度に関する契約書

認定機関である財団法人地球環境財団(以下「甲」という。)と認定登録事業者である ●●●●(以下「乙」という。)とは、甲が実施する「エシカル認定制度」によって認定する事業等(商品、サービス及び事業形態を含む。以下認定商品という)の認定及びその利用に関して本契約書において、以下のとおり契約を締結する。

(認定)

第1条 甲は、乙から申請のあった「○○○○」を認定商品として認定及び登録し、乙に対して認定登録証を交付するとともに、所定の認定マーク等の使用を認める。

(乙の権利)

第2条 乙は、甲の定める所定の認定マーク等を使用する権利を有する。

第3条 乙の有する権利は、別条で定める契約期間とする。

(乙の責任義務)

第4条 乙は「エシカル認定制度」を利用するに当たり、甲に提出した申請書類及び添付書類の記載内容に対して責任を負う。

第5条 乙は、甲に提出した申請書類及び添付書類の記載内容に対して変更が生じた場合には速やかに変更届を提出する。

第6条 乙は本契約後において、甲が必要と認めて要請した文書等の提出に対して協力しなければならないこととする。

第7条 甲は必要があると認めた場合には、乙に対して直接説明を求めること又は状況確認のための視察などを要請することが出来る。乙はこうした甲の要請に協力する。

第8条 「エシカル認定制度」によって認定を受けた認定商品に対する責任の一切は乙が負う。

第9条 乙は「エシカル認定制度」を利用するに際しては、当契約書、認定マーク使用規定及び認定マーク利用の手引に則して利用しなければならないこととする。

第10条 乙は「エシカル認定制度」を利用するに当たり、甲が定める登録料を「申請料及び登録料表」に基づいて下記の額を支払う。

(年間登録料)

第11条 乙は甲に対して下記の年間登録料を契約日後30日以内に甲の指定する銀行口座に振込みにより支払う。

年間登録料金 〇〇万円

2年目以降の年間登録料は原則として、1年目と同額とする。但し、「申請料及び登録料表」に照らして大幅な相違があると乙が認める場合には、変更する旨の申出を行う。

(改善要請)

第 12 条 甲は乙に対して、乙の行為又は認定商品において申請内容に疑念又は違反の懸念があると認められる場合には改善を要請することが出来る。

(契約期間)

第 13 条 本契約の期間は契約の締結日より 3 年間とする。但し、乙は更新申請書の提出により更新契約手続きを行うことができる。

甲は乙の更新申請書を受理したら、初回申請と同様の認定手続きに基づいて認定を行う。更新契約の期間は 3 年間とする。

(契約の終了)

第 14 条 本契約は下記のいずれかにより終了するものとする。契約期間内であっても同様とする。

- ① 乙が契約の終了を申し出た場合
- ② 甲の事情により、本契約の履行が困難となった場合

上記を行う場合には、前もって相手方に書面により通知することとする。

第 15 条 乙は上記のいずれにおいても契約が終了した時点での所定の料金を精算することとする。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、下記の事項が発生した場合には本契約を契約期間内に解除することが出来る。

- ① 乙に本契約に定める事項に重大な違反行為があった場合
- ② 乙に申請時の提出書類に重大な虚偽等が認められた場合
- ③ 乙に「エシカル認定制度」に相応しくない行為があると認められる場合

第 17 条 甲は前条の措置を行うに際しては、事前に乙の説明を受けなければならないこととする。

第 18 条 甲は、乙との契約を解除した場合においても、本契約に定める所定の費用を乙に請求することができる。

第 19 条 乙は契約解除があった場合においても、登録料の返還請求を行わないこととする。

第 20 条 甲は、乙との契約を解除する場合には、書面により解除理由を明示して通知しなければならないものとする。

(異議申し立て)

第 21 条 乙は、甲の契約解除の通知に対して通知日から 14 日以内に甲に対して異議を申し立てすることができる。

第 22 条 甲は、乙より異議申し立てがなされた場合には速やかに異議申し立てを審議する第三者による委員会を設置するものとする。

第 23 条 甲は、異議申し立て委員会の審議結果を真摯に受け止めるものとし、かつ速やかに乙に通知することとする。

第 24 条 乙の異議申し立て期間内(甲の契約解除通知日から異議申し立て委員会審議結果通知日まで)は本契約が有効であるものとする。

(契約解除後の措置)

第 25 条 乙は契約解除に伴い、本契約で認められた行為を速やかに停止するものとする。

第 26 条 甲は、必要があると認めた場合には、乙に対して本契約で認められた行為の停止措置方法の計画等又はその結果等の報告を求めることが出来る。

(合意管轄)

第 27 条 本契約に関する甲乙間の訴訟については、東京地方裁判所をもって、第一審の合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 28 条 甲及び乙は本契約に定める事項に疑義が生じたり、または本契約に定めない事項が発生した場合には、甲乙双方誠意を持って協議し、円満に解決するように努めるものとする。

契約日 2012 年●月●●日

甲 財団法人地球環境財団

〒104-0061 東京都中央区銀座 6-17-2 ビルネット館 2-3 F

理事長 嶋矢 志郎 印

乙 ○○△△株式会社

〒000-0000

代表取締役社長 ○○ △△ 印